㈣　都道府県知事は、㈢による登録を行おうとする際に必要があると認めるときは、保育士の登録を取り消した都道府県知事その他の関係機関に対し、特定登録取消者についてその行った児童生徒性暴力等の内容等を調査し、保育士の登録を行うかどうかを判断するために必要な情報の提供を求めることができるものとした。（第一八条の二〇の二第三項関係）

㈤　保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、又は雇用する保育士について禁錮以上の刑に処せられた者若しくは児童の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終えた日等から三年を経過していない者に該当すると認めたとき、又は児童生徒性暴力等を行ったと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならないものとした。（第一八条の二〇の三第一項関係）

㈥　国は、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者及びそれ以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうちその登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明したものについて、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行った児童生徒性暴力等に関する情報等に係るデータベースを整備するものとし、都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行ったことによりその登録を取り消したとき、又はそれ以外の理由により保育士の登録を取り消した者についてその登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明したときは、当該情報等を当該データベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとした。（第一八条の二〇の四第一項及び第二項関係）

㈦　保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、㈥のデータベースを活用するものとした。（第一八条の二〇の四第三項関係）

8　認可を受けていない保育施設等の設置者に関する情報等の提供の求め等に関する事項

㈠　都道府県知事は、認可を受けていない保育施設等の設置者に対して勧告を行い、又は事業の停止若しくは施設の閉鎖を命ずるために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができるものとした。（第五九条第七項関係）

㈡　都道府県知事は、㈠の施設について、事業の停止又は施設の閉鎖に関する命令をした場合には、その旨を公表することができるものとした。（第五九条第九項関係）

9　児童の安全の確保に関する事項

児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として児童の安全の確保を加えるものとした。（第三四条の一六第二項第二号及び第四五条第二項第三号関係）

10　都道府県及び市町村の支弁に関する事項

㈠　児童相談所長が児童又はその保護者を児童家庭支援センター等に委託して指導させる場合等におけるこれらの指導に要する費用は、都道府県の支弁とするものとした。（第五〇条第六号の四関係）

㈡　里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用は、都道府県の支弁とするものとした。（第五〇条第七号関係）

㈢　都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用は、満二〇歳以上の措置解除者等で2の㈡に該当する者についても都道府県の支弁とするものとした。（第五〇条第七号の三関係）

㈣　2の㈣の(2)の措置に要する費用は、市町村の支弁とするものとした。（第五一条第二号の二関係）

二　母子保健法の一部改正

1　市町村は、母子保健に関する相談に応じなければならないものとし、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の支援を行うものとした。（第九条の二関係）

2　一の1の㈡のこども家庭センターは、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、母子保健に関する相談や保健指導、1の支援等の事業を行うものとした。（第二二条関係）

三　社会福祉法の一部改正

一の2の㈢の(1)の親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業並びに一の3の㈠の(1)の里親支援センターを経営する事業を第二種社会福祉事業に追加するものとした。（第二条第三項第二号関係）

四　売春防止法の一部改正

婦人相談所長は、要保護女子であって配偶者のない女子等及びその者の監護すべき児童について、一の2の㈢の(1)のニの妊産婦等生活援助事業の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該事業の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならないものとした。（第三六条の二関係）

五　児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

児童相談所長が、児童虐待を受けたと思われる児童等のうち一の2の㈢の(1)のニの妊産婦等生活援助事業、一の2の㈢の(2)のロの一時預かり事業、一の2の㈢の(1)のホの子育て世帯訪問支援事業、一の2の㈢の(1)のヘの児童育成支援拠点事業又は一の2の㈢の(1)のトの親子関係形成支援事業の実施が適当であると認めるものを、これらの事業の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知するものとした。（第八条第二項関係）

六　国家戦略特別区域限定保育士の登録に関して

国家戦略特別区域法の一部改正

（第三条の二第一二条の五関係）

七　施行期日等

1　検討

㈠　政府は、一の6の㈠の施行の状況、児童その他の者に対する相談援助業務に従事する者に係る資格の取得状況その他の状況を勘案し、次に掲げる事項に係る環境を整備しつつ、児童の生命又は心身の安全を確保する観点から、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者（以下この㈠において「支援実施者」という。）に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、この法律の施行後二年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第一項関係）

(1)　支援実施者が実施すべき業務の内容、支援実施者に必要な専門的な知識及び技術に係る内容並びに教育課程の内容の明確化

(2)　支援実施者を養成するために必要な体制の確保

(3)　支援実施者がその能力を発揮して働くことができる施設その他の場所における雇用の機会の確保

㈡　政府は、この法律の施行後五年を目途として、一又は二による改正後の児童福祉法及び母子保健法（以下この㈡において「改正後の両法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の両法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第二項関係）

2　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第三条～第二三条関係）

3　施行期日

この法律は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

㈠　2の一部　公布の日

㈡　一の8　公布の日から起算して三月を経過した日

㈢　一の7（㈠から㈤までに限る。）及び9並びに六の一部並びに2の一部　令和五年四月一日

㈣　一の7（㈥及び㈦に限る。）及び六の一部　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

㈤　一の5の㈠及び2の一部　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日